

畳表についての検査方法

制 定 昭和48年5月10日農林省告第993号

最終改正 平成20年6月9日農林水産省告示第918号

(検査方法)

- 1 検査は、抽出して行う。
- 2 抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、次に定めるところによる。

(1) 抽出の割合等

種類、たて糸の種類及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする畳表の一日分の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から無作為に次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれの同表の右側に掲げる枚数の畳表を試料として抽出する。

検査荷口の大きさ		抜取り枚数
40以下	(枚)	10 (枚)
41以上	100以下	20
101以上	300以下	30
301以上	1,000以下	50
1,001以上	2,000以下	80

(注) 検査荷口の大きさが2,000をこえる場合は、1荷口の大きさがそれぞれ2,000以下となるようにその荷口を分割するものとする。

(2) 検査に係る格付の基準

(1)により抽出した試料の単位体ごとに畳表の日本農林規格（昭和48年1月12日農林省告示第15号。以下「日本農林規格」という。）に基づいて検査（検査荷口のたて糸が、日本農林規格に定めるたて糸の基準に適合する旨の証明を受けたものにあつては、たて糸についての検査をその証明の確認に代えることができる。）を行い、その結果、各単位体が適合する日本農林規格の等級のうち最も多くの単位体が適合する等級（以下「格付け等級」という。）以外の等級に適合する単位体を不合格とし、当該不合格単位体数が次の表の左欄に掲げる抜取り枚数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる不合格単位体数以下であり、かつ、当該不合格単位体のうち格付け等級に隣接しない下位の等級に適合するものがないときは、当該検査荷口の畳表を日本農林規格の当該格付け等級に格付けする。この場合において、(1)により抽出した試料のうち、2以上の等級に適合するものがあるときは、その等級のうち最も上位の等級に適合するものとして取り扱うものとする。

抜取り枚数	不合格単位体数
10 (枚)	0 (枚)
20	1
30	2
50	5

附 則（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録基準に関する経過措置）

- 2 旧登録認定機関（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第9条に規定する旧登録認定機関をいう。）又は旧登録外国認定機関（改正法附則第14条に規定する旧登録外国認定機関をいう。）で、改正法の施行後に改正法附則第9条又は第14条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行うものについては、この告示による廃止前の第1の1から4まで及び47に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。

（登録格付機関又は登録外国格付機関の登録基準に関する経過措置）

- 3 改正法の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第16条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人（以下「旧登録格付機関」という。）又は旧登録外国格付機関（改正法附則第11条第1項に規定する旧登録外国格付機関をいう。以下同じ。）で、改正法附則第5条第1項又は第11条第1項の規定により格付を行うものについては、この告示による廃止前の第1の5から46までに掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。

（農林物資についての検査方法に関する経過措置）

- 4 改正法の施行の際現に旧法第14条第1項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、旧登録格付機関、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧登録外国格付機関又は旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）で、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の第2から第19まで、第21、第22、第33及び第40に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。この場合において、なおその効力を有するものとされるこの告示による改正前の集成材及び構造用集成材についての検査方法5の(1)のイの(7)のb中「(1)及び(2)」とあるのは、「(1)、(2)及び(4)」と、5の(2)のアの(7)中「に準じて試験を行い、その結果、同別記の2」とあるのは「(1)から(8)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(7)までにあつては同別記の2に、(8)にあつては同規格第3条から第5条までのホルムアルデヒド放散量の基準」と、5の(2)のイの(7)のa中「2の(4)及び(5)」とあるのは「2」と、5の(2)のイの(7)のb中「(6)まで」とあるのは「(6)まで及び(10)」と、「2の(1)から(3)まで」とあるのは「2」とする。

附 則（平成20年6月9日農林水産省告示第918号）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）附則第4項の規定に基づき格付を行う場合における畳表についての検査方法については、なお従前の例による。